

001  
桑原 (PC)  
法律事務所  
03 5368 8078  
18:09/06 2008

平成20年1月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 居関雅昭  
平成18年(ネ)第5133号, 平成19年(ネ)第98号損害賠償請求控訴事件,  
同附帯控訴事件(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第7168号)  
口頭弁論終結日 平成19年11月13日

判 決

控訴人兼附帯被控訴人(以下「控訴人」という。)

第1審原告亡石川ツエ訴訟承継人・第1審原告  
石 川 憲

控訴人兼附帯被控訴人(以下「控訴人」という。)

第1審原告亡石川ツエ訴訟承継人・第1審原告  
石 川 雅 敏

上記2名訴訟代理人弁護士

川 人 博

同

山 下 敏 雅

同

藤 野 義 昭

同訴訟復代理人弁護士

須 田 洋 平

同

原 宏 之

被控訴人兼附帯控訴人(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

秋 山 賢 三

同

今 村 核

主 文

- 1 原判決主文第1ないし第4項を次のとおり変更する。
  - (1) 被控訴人は, 控訴人石川憲に対し, 2127万6603円及びこれに対

する昭和53年8月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人は, 控訴人石川雅敏に対し, 2127万6603円及びこれに対する前同日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 本件附帯控訴を棄却する。

3 訴訟費用は, 第1, 2審を通じてこれを4分し, その1を被控訴人の, その余は控訴人らの各負担とする。

4 この判決の第1項の(1)及び(2)は, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

(控訴事件)

1 控訴人ら

(1) 原判決主文第1ないし第4項を次のとおり変更する。

ア 被控訴人は, 控訴人石川憲に対し, 9388万2436円及びこれに対する平成17年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被控訴人は, 控訴人石川雅敏に対し, 9256万2436円及びこれに対する平成17年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は, 第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

(1) 本件控訴をいずれも棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

(附帯控訴事件)

1 被控訴人



- (5) 第1審原告らは、平成17年4月11日、本件訴訟を提起した。
- (6) 平成18年10月13日、地方公務員災害補償基金東京都支部長は、本件を公務上災害と認定し(甲58)、同年12月15日、千佳子の遺族らに対し、以下のとおり遺族補償一時金等を支払った(甲59、甲60)。

遺族補償一時金	571万6000円
遺族特別支給金	200万円
遺族特別援護金	100万円
遺族特別給付金	114万3200円
葬祭補償金	34万2960円

2 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 千佳子の殺害行為及び死体遺棄行為以外に、被控訴人が千佳子の遺体を隠匿し続けた行為が、第1審原告らに対する独立の不法行為を構成するか(争点1)

(控訴人らの主張)

被控訴人の行為は、①千佳子を殺害した行為、②遺体を自宅の床下に埋めた行為、③遺体を埋めた土地で生活を続けた行為に分けられるところ、①千佳子を殺害した行為が不法行為に該当することはいうまでもない。被控訴人が、千佳子の殺害行為の発覚を免れるために遺体を埋め直したりしていること、本件自宅の周囲をトタンで囲んだり、防犯カメラを設置するなど殊更に他人を寄せ付けないようにしていたこと及び区画整理事業による立ち退きにも最後まで頑強に応じようとしなかったことからすれば、被控訴人が千佳子の遺体を隠匿し、遺体を埋めた土地で生活を続けた行為は、それ自体独立した不法行為を構成するというべきである。

そして、近親者は、死者に対して、敬愛追慕の情を抱き、死者を懇ろに弔い埋葬したいという宗教的感情を有しており、その死体が他者によって損壊されることによって被る精神的苦痛は社会生活上無視できないものであり、

かかる感情は、法的保護に値するものである。

したがって、被控訴人が千佳子を殺害後、その遺体を隠匿し続けた行為は、遺族である第1審原告らに対する不法行為を構成する。

(被控訴人の主張)

ア 被控訴人は、従前と同様、本件土地上で日常生活をしていたにすぎず、その行為は、千佳子の殺害という事実の発覚を免れる目的としてなされたとはいえない。したがって、被控訴人において千佳子の遺体を埋めた土地で生活を続けた行為が、独立に不法行為を構成することはない。

そもそも、刑法上、死体遺棄罪は、いわゆる状態犯であるとされ、法益侵害の発生によって犯罪は終了するとされており、その後、法益侵害状態が存続しても、犯罪とはみなされないものである。そうすると、民法上の不法行為も、死体遺棄行為それ自体によって完了するというべきであり、その後の隠匿状態は何ら継続的な不法行為を構成するものではない。

実際にも、本件の死体の隠匿行為は、犯人だけが遺体の場所を知っているという意味では、山中に死体を遺棄する行為と変わらない。そして、一般に殺害後の死体遺棄行為は、殺人が行われたことの発覚を免れるためになされるものであることからすれば、本件における被控訴人の行為は、他の死体遺棄行為と本質的な差異はないというべきであるから、千佳子の遺体を隠し続けたことのみで、継続的な不法行為が成立し、長期間にわたって不法行為責任が問われるのは不当というべきである。

イ 仮に、かかる隠匿行為が継続的な不法行為に当たるとしても、千佳子の死亡により、既に損害は発生しているというべきであって、上記隠匿行為及びその継続により、第1審原告らに法的に保護されるべき損害が生じているとはいえない。

ウ したがって、被控訴人が千佳子の遺体を隠匿し続けたことは、何ら不法行為を構成するものではない。

004  
桑原 (PC)  
→  
所務律法  
8078  
3668 03 FAX  
18:11 02/08/2008

(2) 本件殺害行為及び死体遺棄行為に関する不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法724条後段所定の20年の経過により消滅したか(争点2)

(被控訴人の主張)

以下のとおり、本件殺害行為及び死体遺棄行為に関する不法行為に基づく損害賠償請求権は、被控訴人の千佳子殺害時あるいは遺体隠匿時から既に20年が経過していることから、民法724条後段の除斥期間の経過によって消滅したというべきである。

ア 民法724条後段の20年の起算点について

㍿ 控訴人らは、被控訴人の行為につき、①千佳子を殺害した行為、②遺体を自宅の床下に埋めた行為、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為は一連の不法行為であると主張し、除斥期間の起算点は、上記③の行為終了時すなわち本件自宅から千佳子の遺体が発見された時点である旨主張する。

しかし、②遺体を自宅の床下に埋めた行為は、先行する①千佳子を殺害した行為と関連性を有するとしても、それぞれ個別に不法行為が成立するものである以上、独立に除斥期間は進行するというべきである。また、②遺体を自宅の床下に埋めた行為が、①千佳子を殺害した行為の発覚を免れる目的のためになされたものであるといえ得ても、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為は、単にその土地上で従前と同様に生活をしているだけであって、そもそも不法行為が成立することはない。

したがって、上記①ないし③の各行為を一連の不法行為ということはいえず、除斥期間の起算点は、不法行為といえ得る①千佳子を殺害した行為あるいは②遺体を自宅の床下に埋めた行為の各時点というべきである。

㍿ 仮に、控訴人らの主張するとおり、民法724条後段に規定される20年の除斥期間が、「損害」が顕在化した時点から進行するものと解す

東京高等裁判所

ることができるとしても、本件においては、既に損害が顕在化していたが、単に第1審原告らがその事実を知らなかったというにすぎず、損害の発生が顕在化していることには変わりがない。

イ 民法724条後段の適用制限について

民法724条後段の規定は、同条前段の3年の時効が、損害及び加害者を知ったときという被害者の主観的事情によって左右され、これらの事情を被害者が知らなければ消滅時効の起算点が定まらないという点に鑑み、そのような状態を一定の期間で確定させるため、被害者の認識いかんを問わず、画一的に法律関係の確定を図ろうとするものである。そのような趣旨からすれば、同条後段は除斥期間を定めたものと解されるから、信義則・権利濫用という個別的事情によって、その適用が制限されるものではない。

また、本件においては、控訴人らの主張するような信義則、権利濫用及び正義・衡平の原理あるいは条理によって、除斥期間の適用が制限されるような事実関係にもない。

(控訴人らの主張)

ア 民法724条後段の20年の起算点について

㍿ 被控訴人の行為は、①千佳子を殺害した行為、②遺体を自宅の床下に埋めた行為、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為に分けられるところ、①千佳子を殺害した行為が不法行為に該当することはいうまでもない。また、②遺体を自宅の床下に埋めた行為及び③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為についても、被控訴人が、犯行の発覚を免れるために遺体を埋め直したり、本件自宅に殊更に他人を寄せ付けないようにしていたことや区画整理事業による立ち退きにも最後まで応じようとしなかった経緯からすれば、時間的・場所的にも非常に近接している①千佳子を殺害した行為の発覚を免れる目的で行ったものであることは明ら

東京高等裁判所

005  
桑原 (PC)  
ババ法律事務所  
2008 02/06 18:12 FAX 03 5368 8078

かであり、上記②及び③の各行為が密接不可分の関係にあるとともに、  
①千佳子を殺害した行為と同様、不法行為に該当する。

したがって、上記①ないし③の各行為は、すべて一連の不法行為と評価すべきである。

この点、被控訴人は、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為は、単に従前と同様にその土地上で日常生活をしているにすぎず、何ら不法行為に該当するものではない旨主張する。しかし、被控訴人は、自己の犯行の発覚を恐れ、他者を容易に本件自宅内に立ち入らせないようにするため、本件自宅の周囲に有刺鉄線を張ったり、防犯カメラを設置するなど、異様な状況を作出していたことからすれば、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為も、遺体の隠匿の重要な要素であるというべきであり、①千佳子を殺害した行為及び②遺体を自宅の床下に埋めた行為と一体となった継続的不法行為の要件を充足していることは明らかである。

継続的不法行為においては、当該不法行為の終了時点を民法724条後段の20年の期間経過の起算点とすべきであるから、本件の場合の上記期間経過の起算点は、被控訴人が千佳子の遺体の上での生活を終了した平成16年8月22日というべきである。

(イ) 万一、上記の①千佳子を殺害した行為のみが不法行為であり、②遺体を自宅の床下に埋めた行為及び③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為が不法行為になり得ないと解すべきであるとしても、不法行為に基づく損害賠償請求は、加害行為の存在だけでなく、加害行為により損害が発生することにより初めて成立しその行使が可能となるものである。そして、蓄積進行性の健康被害の事案である最高裁平成16年4月27日判決・民集58巻4号1032頁においては、損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷である一方、加害者にとっては、自らの行為により生じ得る損害の性質からみて、相当

期間経過後に損害賠償請求を受けることを予期すべきであることから、民法724条後段に規定される20年の期間も、当該損害の全部又は一部が発生した時から進行するとされている。

しかるところ、被控訴人自らが殺害行為を隠匿して損害の顕在化を妨害したような本件の場合において、殺害行為の時点から除斥期間の進行を認めることは、蓄積進行性の健康被害の事案以上に、著しく被害者側である第1審原告らにとって酷であるし、また加害者である被控訴人も、損害賠償請求を受けることは当然予期できたものといえることができる。

したがって、本件における除斥期間は、本件の損害が顕在化した時点、すなわち発見された遺骨が千佳子のものであるとDNA鑑定によって確認された平成16年9月29日、あるいは早くとも本件自宅から遺体が発見された同年8月22日から進行するというべきである。

イ 民法724条後段の適用制限について

(ウ) 信義則違反、権利の濫用に当たること

民法724条後段は、除斥期間を定めたものではなく、消滅時効を規定したものと解すべきであり、信義則・権利の濫用による適用制限に服するというべきである。

仮に、同条後段が除斥期間を規定したものであると解されとしても、それをもって演繹的に信義則違反・権利の濫用による適用制限の主張を許さないという結論を導くのは相当でなく、同条後段による保護を与えることが相当でない特段の事情が認められる場合には、除斥期間経過の主張は信義則違反ないし権利の濫用に当たるとして、その適用が制限されるべきである。

本件において、被控訴人自らが千佳子を殺害した上、その後約26年間にわたって遺体を本件自宅に隠し続けて、第1審原告らの権利行使を妨げ続けたものであり、以下に述べる被害者の権利行使可能性とその権

利行使可能性に関する加害者側の関与とを勘案すれば、被控訴人について、民法724条後段による保護を与えることが相当でない特段の事情があることは明らかであるから、被控訴人の除斥期間経過の主張は、信義則違反ないし権利の濫用に当たるといふべきである。

a 被害者（遺族）の権利行使可能性

千佳子の遺体は被控訴人の支配下に置かれ続けており、その隠匿行為も、殺害行為の発覚を免れる目的をもって行われていたものであったために、第1審原告らにとっては、被控訴人の自首まで、千佳子の生死すら全く判明しないままであって、20年の期間経過前に損害賠償請求権を行使することが合理的に期待できた特段の事情は、全く存しなかった。

b 加害者側の事情

被控訴人は、千佳子を殺害した後、自宅床下に密かに隠匿した。被控訴人は自宅玄関を高さ2mに及ぶ鉄製の門扉にし、自宅周辺をトタンで覆い、鉄柵や有刺鉄線を張り巡らせただけでなく、監視カメラまで複数設置するなどして、他者を容易に自宅に立ち入らせないようにし、主観的にも客観的にも自宅床下に埋めた千佳子の遺体の発見を妨害しており、権利行使の困難性に対する被控訴人の関与の程度は著しく深い。被控訴人が自首したのは、隠匿した自宅土地が区画整理事業の対象地と指定されたために遺体を埋めたことが発覚しそうになったからという消極的理由に過ぎず（それも被控訴人は、周囲の住民が立ち退きを進める中でも頑なに明渡しを拒み続けていた。）、そして、自首時点ですでに刑事の公訴時効が成立しており、刑事責任を免れる状態になっていたのである。

(イ) 正義・衡平の原理、条理

除斥期間制度の趣旨を前提としても、なお、除斥期間制度の適用の結

果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限できると解すべきである。

本件において、被控訴人の隠匿行為に照らすと、除斥期間を適用することは著しく正義、衡平の原理に反しており、その適用を制限することが条理にかなう。

(ウ) 時効ないし除斥期間の停止

a 最高裁平成10年6月12日判決・民集52巻4号1087頁においては、不法行為の被害者が、不法行為の時から20年を経過する前6か月内において、同不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合、その後当該被害者が後見開始の審判を受け、後見人に就職した者がその時から6か月内に損害賠償請求権を行使したなどの特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないと解するのが相当である旨判示している。これは、加害者自身の行為により権利行使が妨げられてきた場合には、同法724条後段の効果は生じないという趣旨であるところ、本件においては、被控訴人の隠匿行為により、第1審原告らの権利行使が妨げられていたものであるから、同条後段の適用は制限されるべきである。

b 民法160条の法意

① 民法160条は、「相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時または破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と定める。そして、相続人の確定に関しては、民法915条1項が、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならな

い。」と規定し、単純承認をした時（920条）や、3箇月以内に限定承認・放棄をしなかった時（921条2号）等に相続人が確定するものとされる。

民法160条の規定の趣旨は、相続人の立場から見た場合、相続人が確定しない間には時効中断の措置を取ることができないのであるから、相続人が確定しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは相続人に酷であるとして、これを保護することにあると解される。なお、民法160条は、相続人を保護する側面のみならず、相続財産に対して権利を有する者を保護する側面も有していることが立法の過程から明らかであるが、本件との関係では上記趣旨を検討すれば足りる。

② 民法724条後段の規定を形式的に適用すれば、相続の開始と損害賠償請求権の発生が当該不法行為に起因し、かつ、相続人らが相続の開始を知らないことが当該不法行為に起因する場合であっても、遺族らはおよそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、損害賠償請求権の発生（相続の開始）及び相続人らが相続の開始を知らないことの原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。

そうすると、少なくとも上記のような場合にあっては、当該被害者（相続人）を保護する必要があることは前記時効（民法160条）の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。

③ 本件は、殺害行為によって損害賠償請求権が発生し、かつ相続が開始したが、加害者である被控訴人の隠匿行為によって相続人であ

る亡ツエ及び亡辰男（昭和57年5月3日に死亡し、第1審原告らとその権利義務を相続により承継した。）が相続の開始を知らず、相続人が確定しないまま民法724条後段に定める20年が経過してしまい、その後被控訴人の自首により、第1審原告らが相続の開始を知り、相続人確定後6箇月内に損害賠償請求権を行使したという事案であり、20年の期間を「時効」と「同様」とするとした民法724条後段の文言から素直に解すれば、本来、民法160条が直接適用されて然るべき場面である。

また、仮に、民法724条後段の20年を除外期間と解したとしても、前掲最高裁平成10年6月12日判決の重視する被害者側の権利行使可能性と、権利行使の困難性に関する加害者側の事情とを考慮すれば、本件では特段の事情があるものとして、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解すべきである。

ウ 以上のことから、本件殺害行為及び死体遺棄行為に関する不法行為に基づく損害賠償請求権は、未だ消滅していない。

(3) 第1審原告らの損害（争点3）

（控訴人らの主張）

ア 第1次の主張

（ア）千佳子の損害

a 死亡による逸失利益（1億3829万5343円）

千佳子が、昭和53年8月14日、当時29歳で被控訴人によって殺害されて以降、本訴提起の前年である平成16年（55歳）までの間の収入の合計は、各年度の賃金センサス（女子大卒労働者の産業計・企業規模計）を基にして計算すると、1億4003万0200円となる。

その後、千佳子は56歳(平成17年)から少なくとも67歳まで12年間就労可能であり、平成16年(55歳)の賃金センサス(女子大卒労働者の産業計・企業規模計)を基にすると、その間、年間649万1400円の収入を得られるはずであった。そして、56歳から67歳までの12年間に対応するライブニツ係数は、8.8632、千佳子は独身女性であったため、その生活費控除を30パーセントとするのが相当である。

そうすると、千佳子の逸失利益は、次のとおり、1億3829万5343円となる。

$(140,030,200+6,491,400 \times 8.8632) \times 0.7 = 138,295,343$

b 死亡慰謝料(1500万円)

理不尽にも29歳という若年で殺害され、命を奪われた千佳子の慰謝料は、1500万円を下らない。

c 葬儀関係費用(120万円)

千佳子の葬儀関係費用としては、120万円が相当である。

(イ) 損害賠償請求権の相続

千佳子の両親である亡ツエ及び亡辰男は、本件当時、上記(ア) a及びbの損害1億5329万5343円の2分の1に当たる7664万7671円を各々相続したところ、昭和57年に父である亡辰男が死亡したことにより、亡辰男の相続分のうち、その妻である亡ツエは、その2分の1に当たる3832万3835円を、その子である第1審原告憲及び第1審原告雅敏は、各々その4分の1に当たる1916万1917円をそれぞれ相続した。

そのため、結局のところ、千佳子の被控訴人に対する損害賠償請求権につき、亡ツエは1億1497万1506円、第1審原告憲及び第1審原告雅敏は各々1916万1917円をそれぞれ相続した。

なお、葬儀関係費用は第1審原告憲が負担したから、第1審原告憲が損害賠償請求権を承継したものとする。

(ウ) 第1審原告ら固有の損害

a 亡ツエには民法711条に基づく固有の慰謝料が発生している。

そして、第1審原告憲及び第1審原告雅敏と千佳子の間には、千佳子が両名の世話を親同様に行っていたことなどに照らせば、同条に規定する者と実質的に同視できる身分関係が存在したというべきであり、第1審原告憲及び第1審原告雅敏にも、同条の類推適用に基づく固有の慰謝料が発生しているというべきである。

b また、第1審原告らは、かけがえのない家族を奪われただけでなく、約26年間もの長きにわたり千佳子の捜索を懸命に続けたところ、千佳子の遺体が被控訴人の自宅の床下に埋められ、その上で被控訴人が生活していたという異常な事態に直面させられた。そのため、第1審原告らには、民法710条、民法709条に基づき、固有の慰謝料が発生しているというべきである。

c そして、第1審原告らの固有の慰謝料としては、第1審原告ら各自につき500万円を下らない。

(エ) 弁護士費用

被控訴人において負担すべき弁護士費用は、亡ツエについては1199万7150円、第1審原告憲については253万6191円、第1審原告雅敏については241万6191円が相当である。

(オ) まとめ

以上のことから、第1審原告らが被控訴人に対して有する損害賠償請求権は、亡ツエについては1億3196万8656円、第1審原告憲については2789万8108円、第1審原告雅敏については2657万8108円となる。その後、第1審原告憲及び第1審原告雅敏が亡ツエ



の権利義務を相続により承継したから、控訴人らの有する損害賠償請求権は、控訴人石川憲につき9388万2436円、控訴人石川雅敏につき9256万2436円となる。

イ 第2次的主張

ア) 千佳子の損害

a 逸失利益 (2537万7773円)

昭和53年度賃金センサス(産業計・企業規模計・女子大卒)の平均賃金は214万9300円であり、千佳子は死亡時(29歳)から少なくとも67歳までの38年間は就労可能であり、これに対応するライブニツ係数は16.8678である。千佳子は独身女性であったので、生活費控除率を3割とすると、逸失利益は、次のとおり2537万7773円となる。

$$2,149,300 \times 16.8678 \times (1-0.3) = 25,377,773$$

b 慰謝料 (1500万円)

理不尽にも29歳という若年で殺害され、命を奪われた千佳子の慰謝料は、1500万円を下らない。

c 葬儀関係費用 (70万円)

千佳子の葬儀関係費用としては、70万円が相当である。

イ) 損害賠償請求権の相続

千佳子の両親である亡ツエ及び亡辰男は、本件当時、上記ア) a及びbの損害4037万7773円の2分の1に当たる2018万8886円を各々相続したところ、昭和57年に父である亡辰男が死亡したことにより、亡辰男の相続分のうち、その妻である亡ツエは、その2分の1に当たる1009万4443円を、その子である第1審原告憲及び第1審原告雅敏は、各々その4分の1に当たる504万7221円をそれぞれ相続した。また、亡ツエの死亡により、第1審原告憲及び第1審原告雅

敏は、亡ツエの権利義務を各2分の1の割合で承継した。

そのため、結局のところ、千佳子の被控訴人に対する損害賠償請求権につき、第1審原告憲及び第1審原告雅敏は各2018万8886円をそれぞれ承継したことになる。

なお、葬儀関係費用は第1審原告憲が負担したから、第1審原告憲が損害賠償請求権を承継したものとする。

ウ) 第1審原告ら固有の損害

a 亡ツエ及び亡辰男には民法711条に基づく固有の慰謝料が発生している。

そして、第1審原告憲及び第1審原告雅敏と千佳子の間には、千佳子が両名の世話を親同様に行っていたことなどに照らせば、同条に規定する者と実質的に同視できる身分関係が存在したというべきであり、第1審原告憲及び第1審原告雅敏にも、同条の類推適用に基づく固有の慰謝料が発生しているというべきである。

b また、第1審原告らは、かけがえのない家族を奪われただけでなく、約26年間もの長きにわたり千佳子の捜索を懸命に続けたところ、千佳子の遺体が被控訴人の自宅の床下に埋められ、その上で被控訴人が生活していたという異常な事態に直面させられた。そのため、第1原告らには、民法710条、民法709条に基づき、固有の慰謝料が発生しているというべきである。

c そして、控訴人らの固有の慰謝料としては、亡辰男及び亡ツエの固有の慰謝料の相続分をも含め、控訴人ら各自につき250万円を下らない。

エ) 弁護士費用

被控訴人において負担すべき弁護士費用については、第1審原告憲については233万8888円、第1審原告雅敏については226万88